

第87回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

| | |
|-------|---|
| 招集年月日 | 平成24年6月7日（木） |
| 招集場所 | 米子市役所402会議室 |
| 会議 | 午後1時30分 |
| 出席委員 | 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄 7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長） |
| 欠席委員 | なし |
| 事務局 | 仲田会長、田村事務局長、大許事務局長補佐、宅和主幹、道下主幹 |
| 日程 | 1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第9号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 （1）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について （2）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について （3）非農地現況証明について |

- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、みなさん揃われたようですので、現地調査に続き、第87回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号5番の精山委員と議席番号6番の尾坂委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はありません。それでは、審議にはいります。はじめに、3ページの議案第7号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号3、番号4の東福原4丁目は関連しますので、一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号3・4の東福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は360aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願

いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

7番（大太委員）

余談ですが、申請者は、私の前任の農業委員さんです。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号5の上新印について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号5の上新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は56aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（田邊委員）

今、説明されたとおりですが、自分の土地で田んぼを耕作してまして、その隣を買いたいということで申請が出ておりますが、特に問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号6の東福原2丁目について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号6の東福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は56aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

7番（大太委員）

審議内容は、そのとおりですのでよろしくお願いします。それで、同じ〇〇ですが、これは、譲受けられた土地は、兄の名義のものです。これは、兄が、早死にし、その相続人が、東京におり、今農業をしておりません。〇〇さんが、後を買い取ったという、内容です。あとは、事務局のとおりです。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号7の淀江町福井について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号7の淀江町福井について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は169aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（藤本委員）

譲受人が、自宅近くの農地 2,078 m²を売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものです。

この譲受人は、現在、譲渡人と同一集落ですが、実際のところ本人の所在が分からない状態といたしますか、あの、許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

17番（高西委員）

本人が分からないという、売買は誰がしたわけ。

9番（藤本委員）

分からないというか、連絡がつく状態にあったことのように。分からんという、ちょっと言い方が悪かったかもしれんが、住所はここにありますが、どうもいろいろ事情があつて、おられんみたいです。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

ほかに何かありますか。ないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号8の淀江町福井について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号8の淀江町福井について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は75aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9 番（藤本委員）

この件も、譲渡人が前件と同一の方でして、譲受人が、自宅近くの農地 1,038 m²を売買により取得しようとするものです。

譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5 ページ、番号 9 の大篠津町について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 9 の大篠津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 3 3 0 a となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8 番（本池委員）

譲渡人は、現在、長崎県に住んでおられて、大篠津の裏の畑ですが、7 6 歳で、管理ができるような距離ではないし、現在、同級生の人に管理してもらっていましたが、今回、譲受人が、規模拡大のため、農地 9 9 1 m²を売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号10の淀江町佐陀について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号10の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、社会医療法人である譲受人が、施設利用者の日中活動のため、農作業をする場所を確保する為に、法人関連施設の隣接農地に賃借権を設定しようとするものです。こういうケースが初めてなので説明しますと、農地法では、農業生産法人以外の法人が農地の権利取得をすることを、原則認めていませんが、しかし、ただし書き、農地法施行令、農地法施行規則で不許可の例外を定めております。許可の例外として、営利を目的としない法人等、学校法人・医療法人・社会福祉法人などが、教育・医療・社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合と規定されており、つまり、事業の一環で施設利用者が農作業するために、農地に賃借権を設定することがこれにあたります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 (松原委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番 (高西委員)

今、事務局が説明しましたことにつきまして、3条で面積が339㎡なもので、下限面積に足らんもんで、私も不勉強で、農地法を見ても分からんし、事務局に言ったら、まあ、さっき説明したようなことだった。それはほとんど、失礼かもしれんが、委員さんもわからないのではないかと思うけん、今回の事務局の説明のときに、詳細をよく説明して、みんなにこういう例は、あまりないとおもうけん、理解できるように説明してくれと、お願いした。そういうことですので、よろしく願いします。

議長 (松原委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、6ページの議案第8号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号15の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（藤本委員）

この件は、さきほどの現地調査で最初に見ていただいたところです。

15番の議案については、申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原の畑で、面積は230㎡です。申請者は、本年5月に申請地に隣接する中古住宅を購入し、家族5名で生活を始めておりますが、庭らしいものはありません。そこで、自宅に隣接する、自宅の裏というか、建物から見れば、横のようなところの農地を取得し、物干場・家庭菜園として利用しようと計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

ただいま番号15について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号16の淀江町佐陀について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

16番について説明します。

一番、最後に見ていただいたところです。現場でも、事務局が説明しましたように土地を取得して共同住宅を建てられるということです。実行組合の排水同意もあり、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、500m 以内に 2 箇所以上の医療施設があり、上下水道も道路に面して完備している農地であるため、第 3 種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

1 1 番（遠藤委員）

買われる方に、成年後見人がついていますがこれはなにか問題があるのですか。

1 7 番（高西委員）

たぶん、言葉はわるいが、認知症でおられるか、なにか、障がいがある方だと思う。それで、成年後見人ということですので、家庭裁判所で認定されて、〇〇さんと本人さんはどういう関係か分からないが、そういう関係で、たぶん、後見人ということになっているのではないか。そういうことまでは、本人に出会って聞いておりませんし、安来の人ですのでそこまではしませんでした。〇〇さんにこういうことを聞いても、なかなか相手の立場を考えて、そういうことも話しにくいと思ひまして、聞きませんでした。まあ、そういう質問はあるだろうと想像はしておりましたが、事務局で何かそういうことがわかれば、分かるように説明してくれ。

議長（松原委員）

事務局お願いします。

事務局（宅和主幹）

そういたしましたら、説明させていただきたいと思います。成年後見人とは、本人が認知症だということで、本人に判断能力がないということで、家庭裁判所が子どもさんを成年後見人ということで、指定して、本人さんのために財産の管理をしたり、普段の生活のために、代理権を包括的に有するというので、後見人の指定を受けておられます。その方が、今回、本人さんのためにアパートの経営をするということで申請が出ております。以上です。

1 1 番（遠藤委員）

問題はないのですね。

議長（松原委員）

ほかに何か、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、8ページ、議案第9号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

9ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が14件ございます。

それでは、11ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号6-1から番号6-14までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許局長補佐)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、21筆 32,909㎡、畑に関するものが、3筆 8,594㎡、ございます。

番号6-1は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、344aとなっております。

番号6-2は、再設定でございます。

番号6-3は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、343aとなっております。

番号6-4は、再設定でございます。

番号6-5から番号6-7は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、3,478aとなっております。

番号6-8は、再設定でございます。

番号6-9は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、189aとなっております。

番号6-10から番号6-12までは、再設定でございます。

番号6-13は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、115aとなっております。

番号 6-14 は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、123 a となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 6-1 から番号 6-14 の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

15 ページ、（1）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 3 から番号 6 までの 4 件を受理しております。

続きまして、16 ページ、（2）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 2 の 2 件を受理しています。

続きまして、17 ページ、（3）非農地現況証明について、番号 6 から番号 7 の 2 件を証明しています。

続きまして、18 ページ、（4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、18 ページのとおり 1 件、米子市長に回答しております。

続きまして、19 ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号 7 から番号 16 の 10 件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

はい、そういたしますと報告いたします。先月、当委員会でご審議をいただきました、4 条の 3 件、淀江町の一般住宅ほか、5 条の 8 件、中島の保育園など、すべて許可になりました。県農業会議からの別紙 2、資料の 2 が手元にあるかと思います。これにつきましては、先月、5 月 31 日に東京、日比谷公会堂におきまして、全国農業委員会会長大会がございまして、そこで決議されたものでございます。私は、ちょうど米子市の献穀田の田植がありましたので、欠席いたしました。資料 2 については以上ですので、後ほど見てもらえばよいと思います。私からは以上です。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

13番（石橋委員）

こないだの総会の時に、漠然と質問をさせていただいたんですが、質問の内容といたしましては、耕作放棄地をチェックして、地権者の意向調査がどれくらい進んでいるのかと質問させていただきました。ご存知のように平成24年度から3ヵ年、県の単県事業で弓浜の未来作りプロジェクトがはじまるのですが、県が予定していたよりも多くの参加者が出るような、見通しが、こないだ弓浜営農センターに行ったら、そのような状況だと聞いており、そういう状況の中で、未来作りプロジェクトというのは、今の耕作面積の1.2倍の耕作面積を成果として、結果として、求めている事業でして、この耕作放棄地の解消とそれから新たな、新規就農者の掘り起しというのが目的でございます。その中で、準備といたしまして、農業委員会として、その耕作放棄地の地権者の意向がどれだけ取りまとめられているかが重要になってくるのではないかと感覚を持っておりまして、事務局の方にその進捗状況といいますか、ある程度準備をしておかないと、あの、情報整備もできていないということになると、ちょっと農業委員会としての責任を求められる場面も出てくるのではないかとおもいまして、その辺のことを事務局に聞きたいと思います。

議長（松原委員）

事務局の方で何か。

事務局（大許局長補佐）

今、石橋委員さんからありました、未来づくりプロジェクト、先月の総会の後に農林課の八幡課長が事業で説明された中にあったと思います。プロジェクトというのは、3月に県の方が、急に言ってきたもので、当初予算には計上してありませんでした。6月補正で予算を計上してあります。このプロジェクトで新規就農とか、本来の目的としては、最近、ネギの栽培がだんだん少なくなってきたとおりまして、作っておられる方が高齢化により、現在耕しているところが、耕作放棄地になる可能性がある。そういうところを、耕作放棄地にならないようにしようと、次には、現在、耕作放棄地になっているところを再生して、耕地に帰すというのが目的です。弓浜の方で実際に、漠然と、面積が多く、あちこちにありますので、農協がしたときも、営農センターの周りを集中的に意向調査をして、把握をした状態です。実際に、出てくると、どの辺をしたいかということが出てくると思う

ので、そうしたときに、県、農協と相談して、エリアを絞って、重点的にするのが効率的かなと思います。今年度、昨年に調査していただいた全筆の意向調査をするよう、計画しております。臨時を雇用してするようにしております。そろそろ、7月くらいから動き始める体制にしておりますので、何とか対応できるのではないかと考えています。

議長（松原委員）

よろしいですか。ほかに、何かありますか。ないようでしたら、事務局より事務連絡があれば説明してください。

事務局（大許局長補佐）

（簡単に事務報告をする。）

議長（松原委員）

ほかに、何かございませんか。ないようですので、これを持ちまして、第87回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時45分